

○岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例

平成27年9月28日
市条例第61号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードを利用した証明書等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「キオスク端末」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等の交付の用に供するものをいう。

(利用事務)

第3条 法第18条第1号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) キオスク端末による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写しの交付
- (2) キオスク端末による岡山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年市条例第64号。以下「印鑑条例」という。)第12条第3項に規定する印鑑登録証明書の交付
- (3) 印鑑条例第12条第2項に規定する印鑑登録証明書の交付
- (4) キオスク端末による戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付
- (5) キオスク端末による住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第1号及び第2号並びに第4条の規定は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年市条例第45号)

この条例は、平成29年3月6日から施行する。